

## 泉崎村復興推進計画

平成 28 年 10 月 14 日  
福島県泉崎村

### 1. 計画の区域 泉崎村全域

### 2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらし、本村でも震度 6 弱が観測され、その後も頻発する余震により、家屋や道路等のインフラに大きな被害が生じた。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により風評被害が発生し、産業全体に深刻な影響が及んでおり、製造業の製造品出荷額は震災前と比較すると 43.4%減少し、従業員数は 30.9%減少するなど、雇用の不安定化が懸念され、地域経済や村民生活に不安を生じている状況にある。

本村では、平成 28 年 8 月に『復興・創生に向けた産業振興ビジョン』を制定し、村民の暮らし・雇用を支える企業誘致および地域企業の競争力強化による産業の振興を推進して雇用創出を図りつつ、本村の魅力である豊かな自然環境との調和に配慮するため、プラスチック製品製造業や生産用機械器具製造業、ゴム製品製造業をはじめとする、環境負荷への影響が大きい第二次産業を中心に、企業活動における省エネルギー化やリサイクルの推進等、環境負荷低減に資する取り組みを促進することとしている。

上記ビジョンを踏まえ、本計画では、自然環境との調和に配慮した設備投資の支援を通じて、リサイクルの推進及び地域環境の保全を図ることを目標とする。

### 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本村産業の振興と雇用機会の創出を図りつつ、本村における環境の保全を図るため、本村の中核的産業であるプラスチック製品製造業について、立地企業の競争力強化を企図しつつ自然環境との調和に配慮した設備投資を支援する。

### 4. 計画の区域において、事業を実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

### ①事業の内容

本村に立地する岐阜プラスチック工業株式会社（以下「対象事業者」という）が、本村泉崎第一工業団地内において福島第2工場を拡張するために必要な資金を貸し付ける事業

### ②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

今般、対象事業者が実施する設備投資は、工場増築のための土地取得及び建屋建設、電動射出成形機2台の導入であり、生産能力増強に伴い10名の新規雇用を見込んでおり、地域企業の競争力強化による雇用創出が図られるものである。

平成28年8月に策定された『復興・創生に向けた産業振興ビジョン』で、本村は、「地域企業の競争力強化による産業の振興を推進して雇用創出」を図りつつ、本村の魅力である豊かな自然環境との調和に配慮するため、「プラスチック製品製造業や生産用機械器具製造業、ゴム製品製造業をはじめとする、環境負荷への影響が大きい第二次産業を中心に、企業活動における省エネルギー化やリサイクルの推進等、環境負荷低減に資する取り組みを促進」するとしており、今般導入する電動射出成形機は、同じ出力のために必要な電力が既存の油圧式射出成形機と比較して約38%少なく、省エネルギー化に資するものである。加えて、同社は使用済みプラスチックを回収して製品の原材料として使用しており、生産能力の増強により使用済みプラスチックの回収量が約3,000トン増加することが見込まれ、プラスチック製品にかかるリサイクルの推進が図られるものである。さらに、石油資源を使用せず植物など再生可能な資源を原料とした植物由来のバイオマスプラスチック製品を約150トン増産する計画である。

投資の規模としても本村のプラスチック製品製造業の平均設備投資額を上回っている。

以上により、本事業は計画の目標にある「自然環境との調和に配慮した設備投資の支援を通じて、リサイクルの推進及び地域環境の保全を図る」ために必要かつ有効なものといえる。

### ③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第4号

### ④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行

株式会社十六銀行

農林中央金庫

三井住友信託銀行株式会社

#### ⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

#### 5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者が実施する設備投資は、生産能力増強による競争力強化を通じて本村の産業振興に資するものであり、これにより10名の新規雇用を創出するとともに、生産設備の省エネルギー化も図られ、事業活動の環境負荷が低減されるものであるから、本村が『復興・創生に向けた産業振興ビジョン』で目指している、自然環境との調和に配慮した地域企業の競争力強化と、それに伴う雇用創出に貢献するものである。プラスチック製品製造業は本村の主要産業であり、対象事業者は本村の主要なプラスチック製品製造事業者であることから、これらの効果は、本村における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大いに寄与するものである。

#### 6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、本村、株式会社日本政策投資銀行、株式会社十六銀行、農林中央金庫、三井住友信託銀行株式会社、対象事業者を構成員とする泉崎村復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。